

「食中酒（ペアリング）といえば富山の日本酒」事業業務委託仕様書

1 委託業務の名称

「食中酒（ペアリング）といえば富山の日本酒」事業業務

2 趣 旨

富山県内でつくられた日本酒（以下「富山の地酒」という）について、食中酒（以下「ペアリング」という）という観点からフォーカスし、日本酒以外のフック（富山県産食材やそれらを活用した料理、ます寿司や富山ブラックラーメンなどのご当地グルメなど（以下「富山の食」という））を活用したペアリング体験の場を起点として、富山の地酒の味や富山の食との相性、推奨される飲み方を可視化することで、より一層消費されることを目指すもの。

3 委託期間

委託契約締結の日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

4 委託費上限額

金 1,400,000 円

5 委託業務の内容

ペアリング体験イベントを開催し、富山の地酒と富山の食との相性をリサーチする。リサーチ結果を整理・公表し、更にそれらの情報を飲食店や酒屋等においてプロモーションに活用してもらうことで、富山の地酒の注文・購入が増加するきっかけを創出する。

◆ゴールデンサークル理論に基づく事業イメージ

【Why（なぜ）】

富山の地酒の知名度・売上げアップ

【How（どのように）】

富山の食とのペアリングにより富山の地酒の美味しさを体験できる場づくり

富山の地酒の味や富山の食との相性の良さを想像できる環境づくり

※富山の食とのペアリングを手段として活用する

【What（何をする）】

（1）イベント、（2）リサーチ、（3）プロモーション

◆本事業のターゲット等の設定、見直しの提案

【ターゲットの考え方】

本事業におけるターゲットの考え方は以下のとおりである（等号、不等号は優先順位）

○地域：富山県民≧富山県外からの観光客

○年代：問わない（ただし、20～30代の若年層を取り込めると望ましい）

○価値観：「食」への関心は強いが、お酒は普段あまり飲まない

＝お酒は好きだが、日本酒は普段あまり飲まない

＝日本酒に興味はあるが、何を飲んでよいか分からない

≧日本酒が好きで、普段からよく飲む

○訴求内容：①富山の食と組み合わせたときの富山の地酒の新たな美味しさ（体験）

② 富山の地酒の味や富山の食との相性の良さ（想像）

【各業務におけるターゲット設定の提案】

(1) イベント、(2) リサーチ、(3) プロモーションのそれぞれのターゲットについて【ターゲットの考え方】を基に設定し、その根拠とともに委託者に提案を行うものとする。

【ターゲットに起こしてもらいたい行動変容】

本事業において、ターゲットに起こしてもらいたい行動変容は以下のとおりである

- ① 富山の食とのペアリング体験を通じて、富山の地酒の美味しい飲み方を新たに発見し、イベントでの体験だけに留まらず、再現性のある消費（リピート率の上昇）につなげる
- ② (リサーチ結果を活用したプロモーションの結果、) 富山の地酒の味や、富山の食との相性の良さを想像し、関心を持ち、実際の消費につなげる

【ターゲットの見直しの提案】

ターゲットに対してイベントやリサーチを実施した結果、想定とは異なるエリア、年齢等をターゲットとすることが本事業の目的を達成するためにより効果的であると判断できるデータの蓄積があった場合は、その根拠とともに委託者に対して助言及び提案を行い、ターゲットの見直しについて協議するものとする。

(1) イベントの開催

富山の地酒の新たなファンやコアファンを獲得するため、富山の食×富山の地酒のペアリングを参加者が体験できるイベントを開催するもの。

① 開催日程

令和7年12月末までに2回以上開催すること

※既存のイベント（例：受託者が主催する別のイベント）の中で実施してもよいが、新規のイベントを1回以上開催すること

② 開催場所

原則として県内（例：富山駅構内、NHK富山放送会館跡地、県内飲食店など）で開催すること。例外として、イベント参加者数やリサーチのサンプル数が期待できる場合、県外での開催を提案してもよい（ただし、その場合も県内で1回以上は別途開催すること）。

※酒類の提供を伴うことも踏まえ、イベント参加者や参画する飲食店等がアクセスしやすい場所を提案するのが望ましい

③ 飲食物の手配及び提供等

・富山の地酒から複数銘柄選定し、提供すること（1イベントにつき3銘柄以上）

・富山の食の提供メニューを調整し、提供すること（1イベントにつき1メニュー以上）

※例えばイベントの参加について事前予約制とするなど、富山の地酒と富山の食の提供数や在庫管理・調整がしやすい方法を追加提案してもよい

④ 会場設営及び撤去業務

会場の設営及び撤去に関するすべての業務

※会場の借上げに係る業務、使用料等の支払いを含む

※飲食に係るブースを設ける際の間仕切りやネームプレート、机、白布等や、会場内外のサイン、電気・給排水設備等の設営及び撤去を含む

⑤ 出展調整業務

・出展者の募集、選定

・ゾーニングやブース配置等の調整

⑥ 広報業務

- ・イベント開催（飲食ブースの出展者の募集を含む）について、受託者のSNS（例：X、Instagram、Facebook）アカウントやウェブページ等がある場合は、それらを活用して広報すること

※既に日本酒が好きな層だけでなく、普段日本酒をあまり飲まない層にも多く来場してもらえるよう、広報媒体や方法を工夫するのが望ましい

⑦ その他

- ・イベントの開催にあたっては、食品の調理・販売や酒類の販売等に関連する食品衛生法などの各種法令を確認・遵守し、食品営業許可の申請手続きや設備の手配など、必要な措置を実施すること

※新たに許可申請などが必要な場合、その手数料の支払いも含む

（２）リサーチの実施及び結果の公表

（１）のイベントにおいて、富山の食と富山の地酒の相性が良い組み合わせなどについてリサーチ（方法例：参加者にアンケートで聞き取り）し、その結果を公表するもの。

① 実施方法等

- ・リサーチは（１）のイベント開催の際には必ず実施する（２回以上実施する）こと

※（１）のイベント以外の場所において実施してもよい

- ・リサーチ方法、項目については、県と協議の上、決定すること

- ・リサーチ精度（例：アンケート回収率）が向上するための効果的な方法を提案すること

- ・リサーチ実施方法については、例えばGoogle フォームを使用してアンケートを実施するなど、可能な限り費用のかからない方法が望ましい

② 結果の集計・公表

- ・実施したリサーチの最終結果（例えばアンケートを実施する場合はその集計結果）を令和８年１月末までに公表すること

※最終結果とは別に、中間結果を（３）のプロモーションを兼ねて公表してもよい

- ・公表時期や方法については、（１）のイベントの開催時期や内容などを踏まえ、県と事前に協議の上、決定すること

※なお、リサーチ結果は必ずしも全てを公表しなくてもよい（例えば、富山の食と富山の地酒の相性の良い組み合わせについてアンケートを実施した場合において、集計結果の一部（上位３つの組み合わせ）だけを抜粋して公表する形でもよい）

- ・受託者のSNS（例：X、Instagram、Facebook）アカウントやウェブページ等がある場合は、それらも活用して広報すること

（３）リサーチ結果を活用したプロモーション

（２）のリサーチ結果を活用した富山の地酒のプロモーションを実施するもの。

① 結果のフィードバック

リサーチ結果の詳細について、協力のあった酒蔵や飲食店、酒屋等へ情報提供すること

② 結果を活用した富山の地酒のプロモーション

本事業の趣旨に賛同のあった酒蔵や飲食店、酒屋等と協力し、リサーチ結果を活用した富山の地酒のプロモーションを提案・実施すること

【実施例】

- ・富山の食と富山の地酒との相性の良い組み合わせを視覚的に分かりやすく伝える販促ポップや販促パネルを作成し、飲食店や酒屋、もしくはイベント等で掲示する

- ・富山の食と富山の地酒とのペアリング体験ができる飲食店と、そこで楽しめるペアリングの相性の良さについて記載した「とやまペアリングマップ」の作成・配布 など

③ その他効果的なプロモーションの提案・実施

その他、リサーチ結果と連動した飲食店や酒屋等でのキャンペーンなど富山の地酒の認知度向上や販売促進のための取組みを提案・実施すること

(4) 各種実績等の報告について

次の内容について、報告書を提出すること。

① イベント開催報告

- ・(1) のイベントの開催日時・場所、参加者人数、リサーチ協力者数などを報告すること
- ・(1) のイベントの当日の写真（メニューや会場の様子など）を撮影し、報告すること

② リサーチ結果

- ・(2) のリサーチ結果について、可能な限り分析のうえ報告すること

③ プロモーション実施結果

- ・(3) のプロモーションの実施内容を報告すること
- ・プロモーションの実施状況を撮影し、報告すること
- ・また、プロモーションによる効果・反応について、可能な限り分析のうえ報告すること

※①～③の報告項目や分析内容については、事前に県と協議すること

(5) 業務実施スケジュール

別紙2「想定スケジュール」のとおり。ただし、一部の内容・時期等は実施例として記載しているものであり、受託者の提案や事業の進捗見込み等を踏まえ、県と受託者の間で協議のうえ、変更することがある。

6 納入物

委託業務終了時には、実績報告書（5（4）①～③の内容（記録写真データを含む）が記載されたもの）を1部、県に提出するものとする。なお、同一のCD-ROM等にまとめて提出してもよい。

5 その他

- ・事業の実施においては、委託者に対して緊密に進捗状況等を報告、確認すること
- ・実施に必要な各種法令に基づく許認可については、受託者が取得すること
- ・制作物が他者の所有権や著作権を侵すものでないこととすること
- ・受託者は、本業務実施のために必要な第三者の著作権・肖像権については、事前に書面にて許諾を取得するとともに、委託者にその旨を書面により報告すること
- ・本業務のために使用するイラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担や責任は、全て受託者が負うこと
- ・本事業における成果物に関する所有権や著作権は、原則としてすべて委託者に帰属し、委託者は事前の連絡なく加工及び2次利用できるものとする（ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保物」という）については、受託者に留保するものとし、この場合、委託者は権利留保物についての当該権利を非独占的に使用できる）
- ・イベント開催の際に発生した廃棄物の処理は受託者の責任において適正に行うこと
- ・受託者の提案に基づき県と協議のうえ、業務の一部を再委託することができるものとする
- ・委託料の額は、業務終了後、県が実績報告書等を検査しその額を確定するものとする
- ・本仕様書に記載された業務に加え、公募型プロポーザルにおいて委託者から提案した企画に係る業務についてあわせて実施すること

- ・事業の趣旨に沿った効果的な提案であれば、本仕様書に定めのない事項についても、新たな提案を妨げるものではないこと
- ・本仕様書は、公募型プロポーザル実施用のものであり、委託契約締結時には契約候補者との協議の内容を踏まえ、修正できるものとする
- ・本仕様書に定めのない事項や不明な点等については、県と受託者が協議して定めるものとする